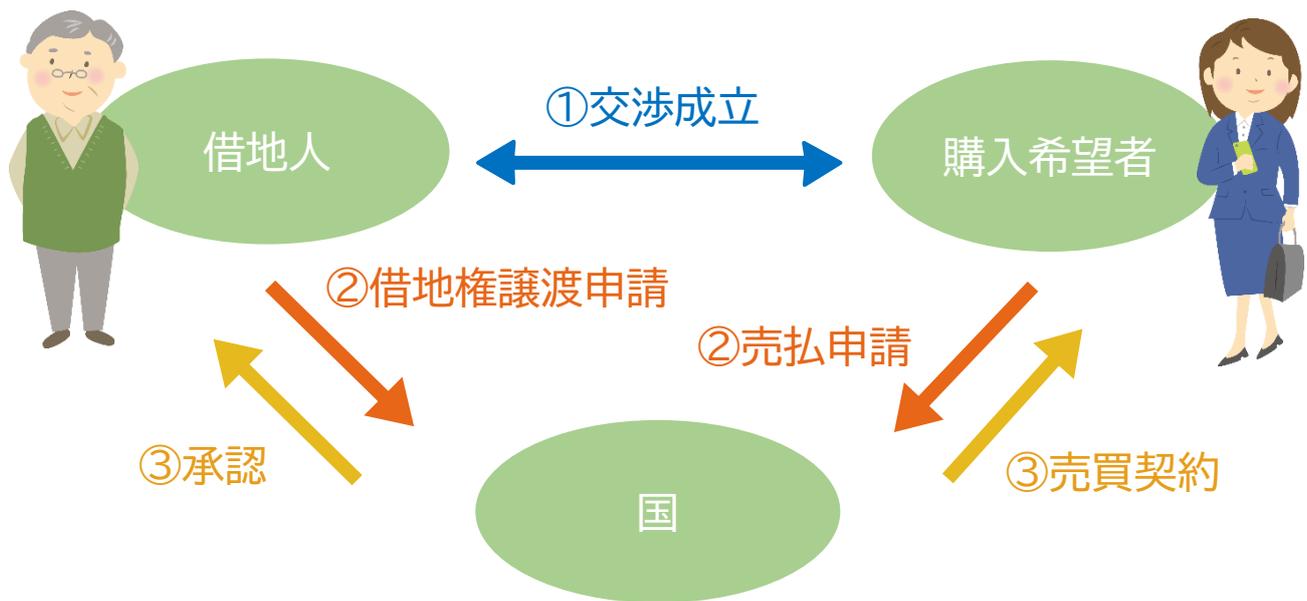


同時売却を検討している方へ

国有地上の借地権付建物の売却にあたっては、建物売買により借地権を譲渡するほか、**国有地(底地)の同時売却(※)**ができます。

※同時売却とは、借地権譲渡の手続きを経たうえで借地人が所有する借地権付建物を購入希望者へ売却する場合に、これと併せて、国が所有する底地を当該購入希望者(新たな借地人)へ売却することをいいます。

★関東財務局ホームページで購入希望者を募集することもできます。



〈注意事項〉

- ・ 国の承認前に借地権の譲渡がなされた場合は、貸付契約違反になりますのでご注意ください。
- ・ 国への名義書換承諾料の支払いが必要となる場合があります。
- ・ 国が所有する底地の売却は、借地権付き建物を取得した者に国自ら売却を行うもので、底地の売却について借地人に代理権等を付与しているものではありません。
- ・ 国が所有する底地の売却価格は借地権付建物の価格に関わらず、国の算出方法に基づく価格です。
- ・ 上記のほかにも条件を付す場合や、国有地が所在する地域により同時売却が行えない場合もありますので、詳細な手続きや留意事項については、借地人ご本人、もしくはその委任を受けた方から各財務事務所等にお問い合わせください。

★重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条第1項又は第12条第1項に基づく注視区域又は特別注視区域に指定された土地、及び国境離島等に所在する土地については、財務省通達「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」(令和5年6月30日付財理第1924号)の規定に基づき、同時売却は実施しておりません。詳細については、各財務事務所等までお問い合わせください。

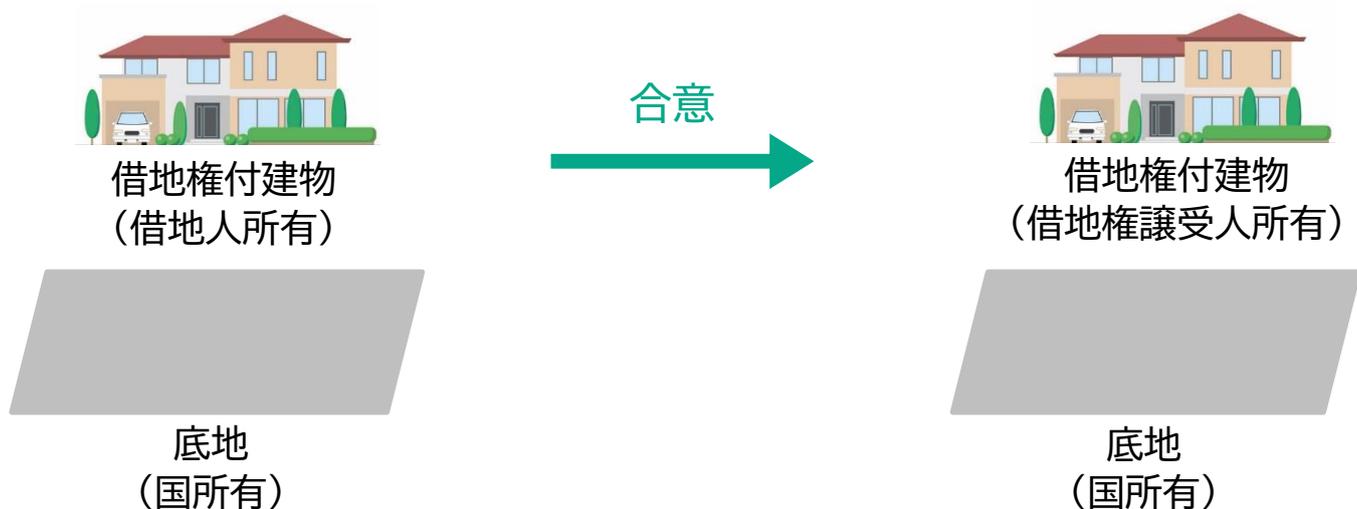
→[財務省通達「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」はこちら\(財務省ホームページ\)](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20230630-1924-14.html)

(URL https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-20230630-1924-14.html)

【同時売却イメージ図】



(参考)同時売却を行わずに、借地人が借地権付建物の売買のみを行う場合、借地権譲受人は国と貸付契約を結ぶことになります。



〈注意事項〉

- ・ 国の承認前に借地権の譲渡がなされた場合は、貸付契約違反になりますのでご注意ください。
- ・ 国への名義書換承諾料の支払いが必要となる場合があります。
- ・ 上記のほかにも条件を付す場合や、国有地が所在する地域により借地権付建物売買後に借地権譲受人への国有地(底地)の売却が行えない場合もありますので、詳細な手続きや留意事項については、借地人ご本人、もしくはその委任を受けた方から各財務事務所等にお問い合わせください。

★重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条第1項又は第12条第1項に基づく注視区域又は特別注視区域に指定された土地、及び国境離島等に所在する土地において借地権の譲渡を行った場合、財務省通達「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」(令和5年6月30日付財理第1924号)の規定に基づき、借地権譲受人への底地の売却は実施しておりません。詳細については、各財務事務所等までお問い合わせください。